

「自動車整備事業」の経営を 希望される皆様へ

自動車整備事業を経営するには地方運輸局長の認証を受ける必要があります。（道路運送車両法第78条）

〈特定整備の対象装置と作業の範囲（例）〉

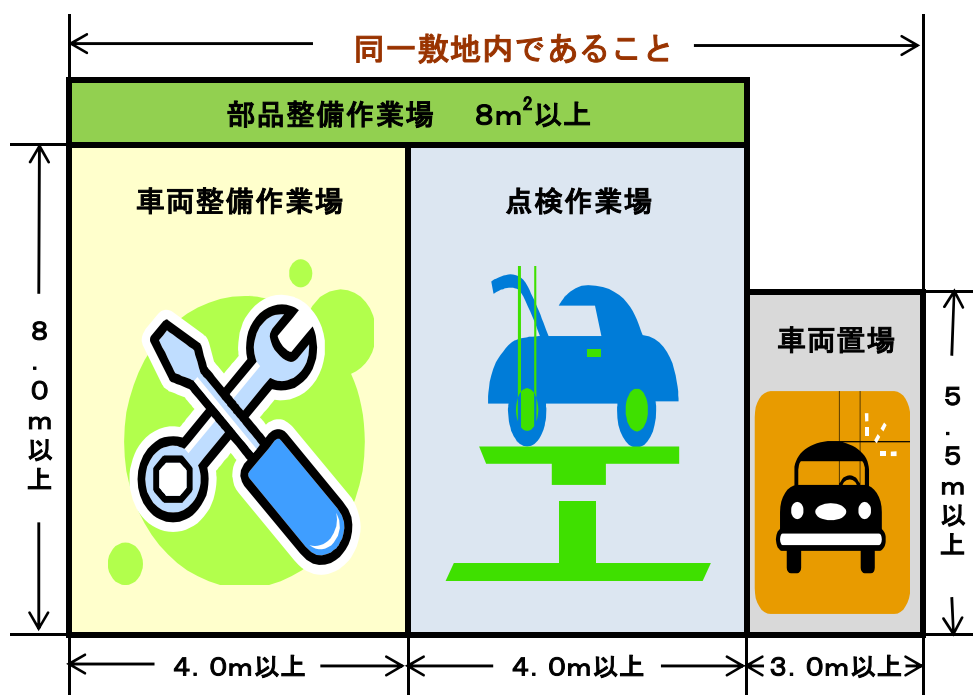


8 連結装置（カブラ、キングピンの脱着）

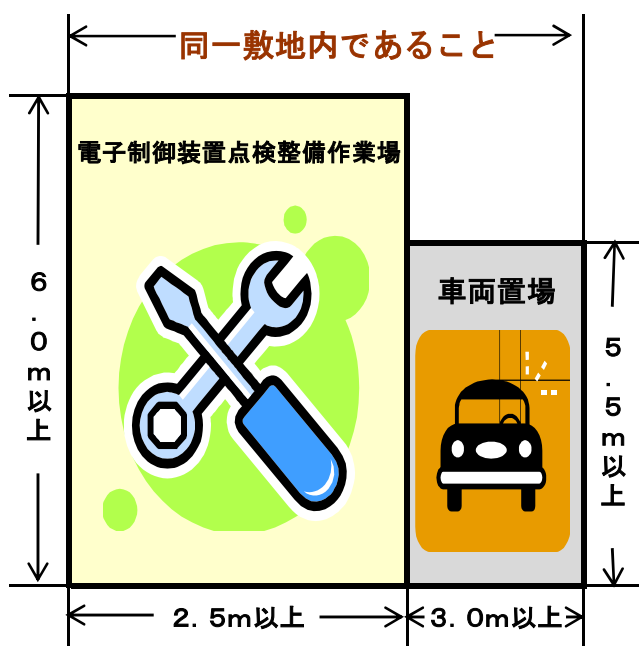
面積等の基準の早わかり図

(対象とする自動車が、普通自動車(乗用)・小型四輪自動車・小型三輪自動車の例)

○分解整備



○電子制御装置整備



次ページ※バンパ又はガラス交換作業場寸法表

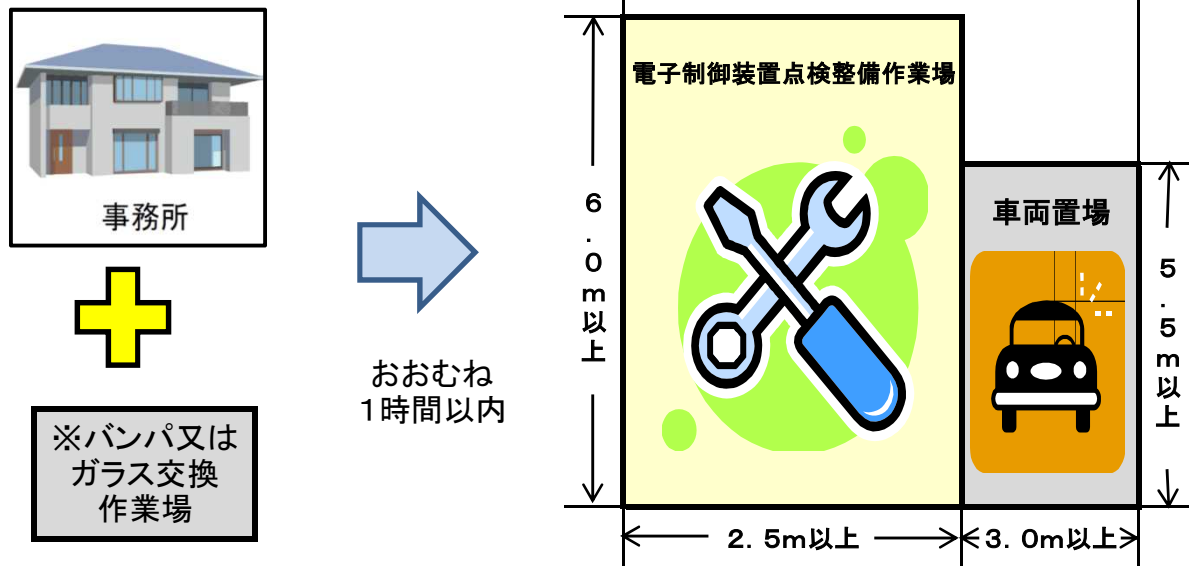
対象とする自動車の種類	作業場の寸法	
	間口	奥行
普通自動車(大型) ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	3m	11m
普通自動車(中型) ・最大積載量2t超 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものを除く	3m	8m
普通自動車(小型) ・貨物の運送に供するもの ・散水自動車 ・広告宣伝用自動車 ・霊柩自動車その他特種の用途に供するもの ・上二欄に掲げるものを除く	2.5m	6m
普通自動車(乗用) ・上三欄に掲げるものを除く 小型四輪自動車 小型三輪自動車	2.5m	5.5m
軽自動車	2m	3.5m

電子制御装置整備に限った取扱い

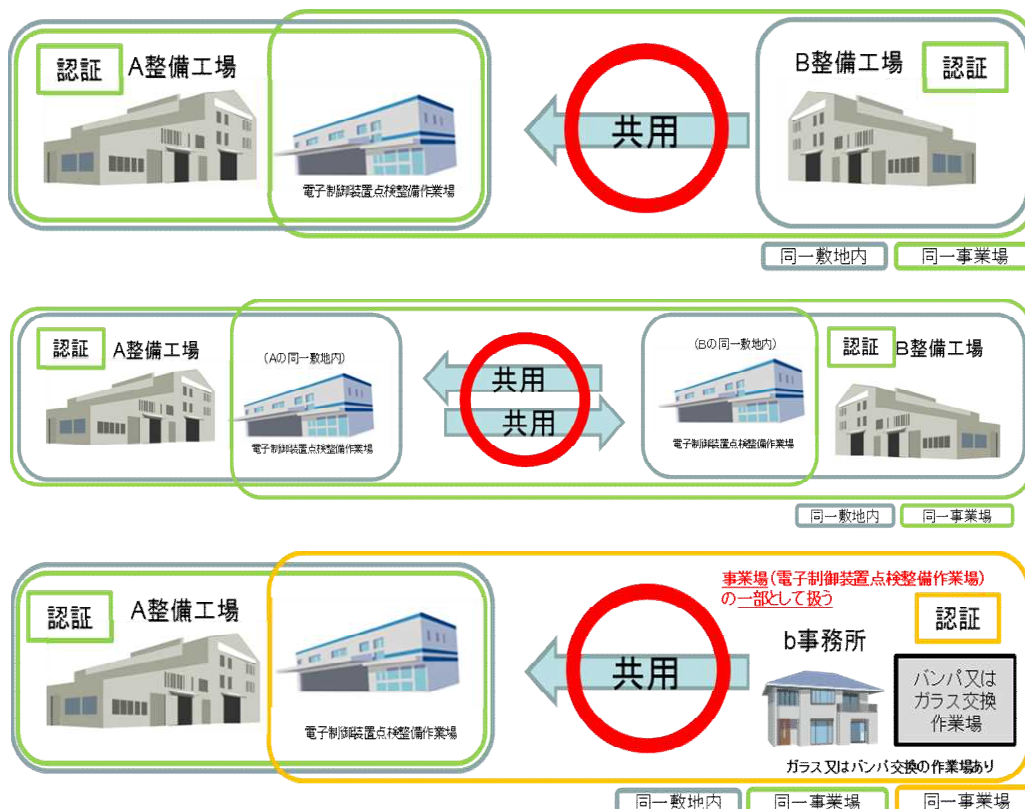
一定の要件を満たした「離れの作業場」は同一事業場として認められます。

また、要件を満たすときは電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を他の事業者と共同使用することができます。

(離れの作業場の例)

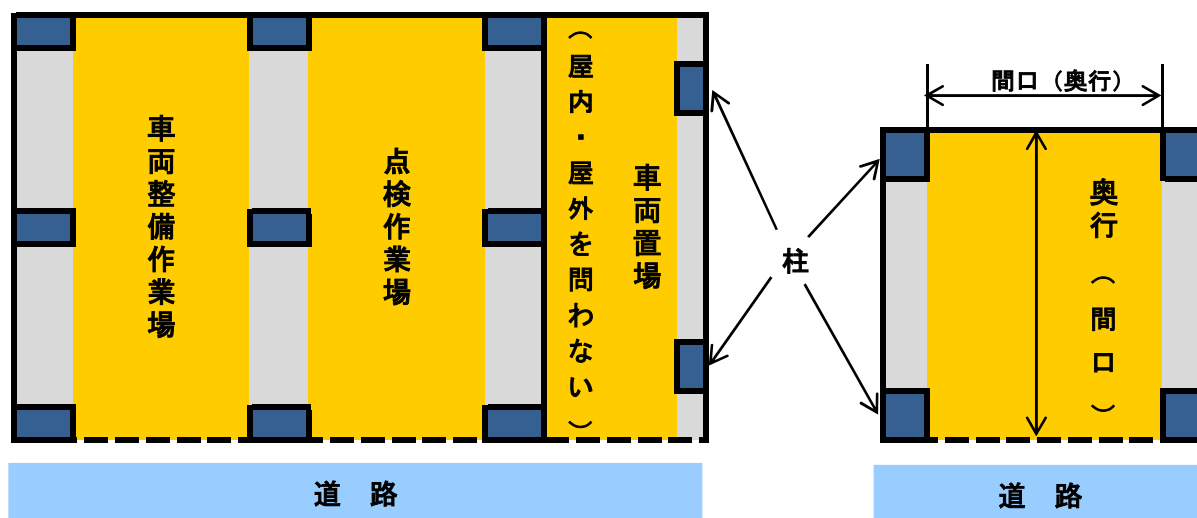


(作業場の共用例)



寸法測定方法の例

( 内が有効な部分となります。)



屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は平滑に舗装されていること。
工場を設置する場所又は土地建屋等が、建築基準法、消防法、条例等の規制に適合する
ものかどうか事前に確認しておく必要があります。

1. 作業場面積

特定整備の面積等の基準

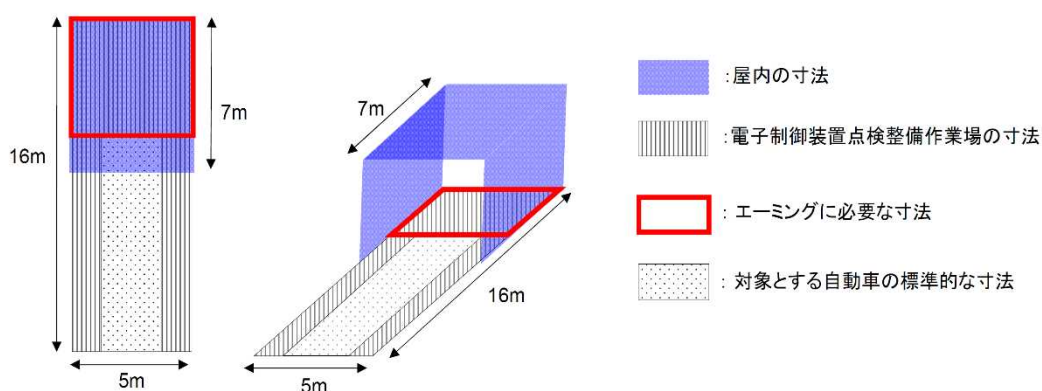
屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場は、整備対象装置ごとに以下のように定められています。

なお、二種類以上の装置の特定整備を行う場合は、該当する種類ごとに定められた基準の全てに適合することが必要です。

また、電子制御装置点検整備作業場は屋内作業場（点検整備作業場及び車両整備作業場）のほか、指定自動車整備事業の指定要件として求めている完成検査場（ガラスや、パンパ交換等の作業は除く。）と兼用することができます。

電子制御装置点検整備作業場の屋内の考えは下図のとおりです。

普通自動車(大型)の例



電子制御装置点検整備作業場は、車両整備作業場、点検作業場と兼用することができます。

事業の種類	特定整備の種類			屋内作業場					電子制御装置		車両置場	
	対象とする 自動車の種類	対象とする 整備の種類	対象とする 装置の種類	車両整備作業場		部品整備 作業場	点検作業場		点検整備作業場		車両置場	
				間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
普通自動車 特定整備事業	普通自動車 (大型) ・車両総重量 8 t 以上 ・最大積載量 5 t 以上 ・乗車定員 3 0 人以上	分解整備	全ての装置	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上			3.5m 以上	11m 以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	12m以上				
			操縦装置									
			制動装置									
		電子制御 装置整備	緩衝装置	3.5m以上	12.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	12.5m以上		5m以上 (うち、屋内 5m以上)	16m以上 (うち、屋内 7m以上)	
			連結装置									
			運行補助装置									
			自動運行装置									
普通自動車 特定整備事業	普通自動車 (中型) ・最大積載量 2 t 超 ・乗車定員 1 1 人以上 ・上欄に掲げる ものを除く	分解整備	全ての装置	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上			3.5m 以上	8m 以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上				
			操縦装置									
			制動装置									
		電子制御 装置整備	緩衝装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上		3m以上 (うち、屋内 3m以上)	13m以上 (うち、屋内 7m以上)	
			連結装置									
			運行補助装置									
			自動運行装置									
普通自動車 特定整備事業	大型特殊自動車	分解整備	全ての装置	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上			3.5m 以上	8m 以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上				
			操縦装置									
			制動装置									
		電子制御 装置整備	緩衝装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上			3.5m 以上	8m 以上
			連結装置									
			運行補助装置									
			自動運行装置									
小型自動車 特定整備事業	普通自動車 (小型) ・貨物の運送に 供するもの ・散水自動車 ・広告宣伝用自動車 ・霊柩自動車その他 特種用途に供する もの ・上三欄に掲げる ものを除く	分解整備	全ての装置	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上			3m 以上	6m 以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置	4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上				
			操縦装置									
			制動装置									
		電子制御 装置整備	緩衝装置	3m以上	7.5m以上	6㎡以上	3m以上	7.5m以上		2.5m以上 (うち、屋内 2.5m以上)	7m以上 (うち、屋内 3m以上)	
			連結装置									
			運行補助装置									
			自動運行装置									
小型自動車 特定整備事業	普通自動車 (乗用) ・上四欄に掲げる ものを除く	分解整備	全ての装置	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上			3m 以上	5.5m 以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上				
			操縦装置									
			制動装置									
		電子制御 装置整備	緩衝装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上		2.5m以上 (うち、屋内 2.5m以上)	6m以上 (うち、屋内 3m以上)	
			連結装置									
			運行補助装置									
			自動運行装置									
小型自動車 特定整備事業	小型四輪自動車 小型三輪自動車	分解整備	全ての装置								2m 以上	2.5m 以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上				
			操縦装置									
			制動装置									
		電子制御 装置整備	緩衝装置							2.5m以上 (うち、屋内 2m以上)	6m以上 (うち、屋内 3m以上)	
			連結装置									
			運行補助装置									
			自動運行装置									
軽自動車	小型二輪自動車	分解整備	全ての装置	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上			2.5m 以上	3.5m 以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5㎡以上	3.5m以上	4.4m以上				
			操縦装置									
			制動装置									
		電子制御 装置整備	緩衝装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7m以上		2m以上 (うち、屋内 2m以上)	5.5m以上 (うち、屋内 4m以上)	
			連結装置									
			運行補助装置									
			自動運行装置									

2. 設 備

分解整備の設備の基準（分解整備の対象とする装置ごとに必要な作業機械等）

原：原動機、動：動力伝達装置、走：走行装置、操：操縦装置、制：制動装置、緩：緩衝装置、連：連結装置の略号です。□で囲んだ装置が分解整備事業に必要な作業機械となります。

プレス 二輪 	エア・コンプレッサ 	チェーン・ブロック 二輪 	ジャッキ 二輪 	バイス 
原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連
充電器 	ノギス 	トルク・レンチ 	サーキット・テスタ 	比重計 
原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連
コンプレッション・ゲージ 内除 	ハンディ・バキューム・ポンプ 	エンジン・タコ・テスタ 	タイミング・ライト ガ除 	シックネス・ゲージ 
原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連
ダイヤル・ゲージ 	トーイン・ゲージ 二輪・三輪 	キャンバ・キャスタ・ゲージ 二輪・三輪 	ターニング・ラジアス・ゲージ 二輪・三輪 	タイヤ・ゲージ 
原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連
検車装置 二輪 	CO・HC測定器 ガ除 	ホイール・プーラ 二輪 	ベアリング・レース・プーラ 二輪 	グリース・ガン / ショック・ルブリケータ 
原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連
部品洗浄槽 	注1. 全ての装置を認証の対象とする場合は、全ての作業機械等が必要となります。 2. 二輪：小型二輪のみを対象とする場合には当該作業機械等は必要としません。 3. 三輪：小型三輪のみを対象とする場合には当該作業機械等は必要としません。 4. ガ除：ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場は当該作業機械等は必要としません。 5. 内除：内燃機関の点検を行わない事業場は当該作業機械等は必要としません。			
原動走操制緩連				

電子制御装置整備の設備の基準

整備用スキャンツール	水準器	点検・整備に係る情報を入手できる体制	その他
			自動運行装置を装備した自動車の自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報を入手できること
			自動運行装置に限る

※分解整備と電子制御装置整備を両方行う場合は、分解整備と電子制御装置整備のそれぞれの設備が必要となります。

3. 要 員

要員に関する基準

整備主任者

- ☐ 事業場ごとに整備主任者を届出することが必要となります。
- ☐ 整備主任者の資格要件は次のとおりです。
 - (分解) 自動車整備士のうち一級又は二級の技能検定に合格した者。
 - (電子) 自動車整備士のうち一級又は二級、車体、電気装置の技能検定に合格した者であって国土交通大臣が定める講習を受けた者。
 - (両方) 自動車整備士のうち一級(二輪を除く)又は一級(二輪に限る)、二級の技能検定に合格した者であって国土交通大臣が定める講習を受けた者。



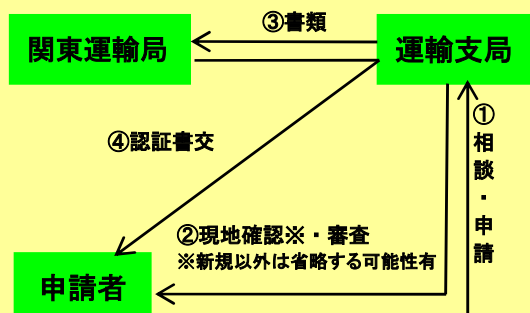
従業員

- ☐ 従業員の基準は次のとおりです。
 - ・ 事業場には、2人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。
 - ・ 従業員のうち、少なくとも1人の自動車整備士の技能検定に合格した者(一級又は二級)を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数※が、従業員の数を4で除して得た数(その数が1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。
- ※電子のみの場合は自動車車体整備士、自動車電気装置整備士を含めた数

従業員数	整備士数
2人～4人	1人以上
5人～8人	2人以上
9人～12人	3人以上
13人～16人	4人以上

■認証の申請

1. 認証の申請書類は、各運輸支局を経由して関東運輸局長に提出されます。
2. 申請書は各運輸支局にありますのでご相談下さい。



■提出書面

1. 自動車特定整備事業の認証新規申請書
2. 申請者及び役員を特定できる書面
・登記簿謄本等（法人）
・戸籍謄本または住民票等（個人）
3. 事業場の所在地を証する書面
・土地又は建物の登記簿謄本等
4. 整備主任者（選任・変更）の届出書
5. 整備士合格証書（写）
6. 電子制御装置整備を行う場合は、講習の修了証（写）
7. その他、特に必要と認められる書類



お問い合わせ先

◆関東運輸局自動車技術安全部整備課

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎

TEL 045-211-7254 URL <http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/>

◇東京運輸支局

〒140-0011

東京都品川区東大井1丁目12番17号

TEL 03-3458-9231

（音声ガイダンス「4」）

◇神奈川運輸支局

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3540番地

TEL 045-939-6803

（音声ガイダンス「4」）

◇埼玉運輸支局

〒331-0077

埼玉県さいたま市西区大字中釘2154の2

TEL 048-624-1835

（音声ガイダンス「2」）

◇群馬運輸支局

〒371-0007

群馬県前橋市上泉町399番地の1

TEL 027-263-4440

（音声ガイダンス「4」）

◇千葉運輸支局

〒261-0002

千葉県千葉市美浜区新港198番地

TEL 043-242-7336

（音声ガイダンス「3」）

◇茨城運輸支局

〒310-0844

茨城県水戸市住吉町353番地

TEL 029-247-5348

（音声ガイダンス「3」）

◇栃木運輸支局

〒321-0169

栃木県宇都宮市八千代1丁目14番8

TEL 028-658-6123

◇山梨運輸支局

〒406-0034

山梨県笛吹市石和町唐柏1000番地の9

TEL 055-261-0882